



目次

規 則	ページ
◎高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○ふ化業者の登録 (畜産振興課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (3件) (")	1

規 則

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第107号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記第64号様式及び別記第65号様式中

「住所又は居所
氏名」

を

「住所又は居所
氏名
個人番号」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第668号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 登録番号
2023-001号
- 登録年月日
令和5年10月1日
- 名称及び住所
株式会社むらびと本舗
土佐郡大川村朝谷26
- ふ化場の名称及び所在地
大川村土佐はちきん地鶏孵卵施設
土佐郡大川村朝谷122-4

高知県告示第669号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市宗呂字横木ハナ乙540の11
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第670号

国土交通省国土地理院長から令和5年3月高知県告示第183号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和5年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第671号

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和5年9月26日から令和6年2月28日まで
- 作業地域
南国市亀岩

高知県告示第672号

高知県農業振興部農業基盤課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月28日に受けたので、測量法（昭和24

年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3級確測基準点測量）
- 作業期間
令和5年10月30日から令和6年2月23日まで
- 作業地域
土佐清水市下ノ加江

高知県告示第673号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年9月29日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年10月17日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年4月12日から同年10月31日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町浮鞆加持地内